

令和7年度東彼杵町奨学生の募集について

東彼杵町奨学生資金制度は、本町民であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な人に対して奨学資金を貸与し、有能な人材を育成することを目的としています。

1 出願資格

- ・本町内に居住する町民の子（外国人を除く）
- ・高等学校以上の学校（高校・高専・短大・大学）に在学する人
- ・学資の支弁が困難な人のうち、健康で人物・学業ともに優れた人
- ・長崎県育英会等他公私団体より奨学資金の貸付を受けていない人

2 奨学金の貸与

貸与月額	貸与期間
高等学校又は同程度の学校 10,000 円以内	在学期間
高等専門学校又は短大、大学並びに同程度の学校 20,000 円以内	

3 奨学金の返還

貸与を受けた奨学金は、学校卒業の月の（中退を含む）6ヶ月後から在学期間の2倍の期間内に月割で毎月返還しなければなりません。

4 出願手続

- (1) 貸与を受けようとする人は、次の書類を受付期間内に教育委員会へ提出してください。願書は、教育委員会で配布します。
- ①奨学生願書 ②卒業成績証明書 ③奨学生推薦書 ④在学証明書 ⑤住民票謄本
⑥所得に関する証明書 ⑦入学金・授業料を確認できる書類
- (2) 願書の受付期間：令和7年4月1日（火）～令和7年4月25日（金）
- ☎ 教育委員会学校教育係 ☎ 46-0353

◆長崎県育英会より奨学金返還促進及び寄附金募集のお知らせ◆

奨学金の返還について

返還金は、後輩の新たな奨学金となる重要なものです。奨学金を借りていた方は、約束どおり返還をお願いします。現時点で返還が滞っている方は、放置されずにご相談ください。住所等の変更や、返還が困難となりそうな場合などは、速やかにご連絡ください。なお、自身の奨学金や連帯保証人となっている奨学金の返還状況等についてお知りになりたい場合も本会へお問い合わせください。

寄付金をお寄せください！

長崎県育英会では、寄付金を受け付けております。皆様からのご寄付は、奨学資金として活用させていただき、奨学金事業の充実を図って参ります。温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。なお、長崎県育英会への寄付金には、税制上の優遇措置が受けられます。

お問い合わせは 公益財団法人 長崎県育英会 ☎095-824-7501